

東京大学情報基盤センター部局負担による携帯端末接続環境利用規則

平成22年6月30日 制定

平成26年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学情報基盤センター（以下「センター」という。）が運用・管理する部局負担による携帯端末接続環境（以下「接続環境」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(接続環境の定義)

第2条 接続環境とは、教育用計算機システムの利用者（以下「利用者」という。）が持ち込んだ端末を、センターのユーザ認証機能を有するゲートウェイ経由でインターネットに接続する機能を提供するものである。

(申請者の資格)

第3条 接続環境の申請者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 本学の教員を組織の長とする学内組織
- (2) 本学の教職員を責任者とし、本学の事務組織に所轄部署を持つ学内組織
- (3) 前各号に掲げる者のほか東京大学情報基盤センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた学内組織

(接続環境の申請)

第4条 接続環境の利用を申請する場合には、前条の申請者から、別に定める利用申請書をセンター長に提出し、その承認を受けるものとする。

(利用の承認)

第5条 センター長は、前条の申請が適当であると認めたときは、これを承認するものとする。

(利用期間)

第6条 接続環境の利用期間は、利用開始日から当該年度の3月31日までとする。

(利用の範囲)

第7条 接続環境の利用の範囲は東京大学教育用計算機システム利用規則第6条第1項に定めるものとする。

(申請者の責任)

第8条 申請者は、該当環境に関するトラブルに対しては、主として問題の解決にあたるものとする。

2 申請者が接続環境を構築及び利用するための機器（以下「機器群」という。）は申請者が用意するものとする。

（利用の制限）

第9条 管理上問題が生じた場合は、センターは、申請者・利用者への通告無く、接続環境を停止することができる。

（変更の届出）

第10条 申請者は、申請事項に変更が生じた場合には、速やかにセンター長に届け出なければならない。

（利用承認の取消し）

第11条 センター長は、申請者がセンターの定めた規則に従わない場合、又は承認された目的以外に接続環境を利用した場合には、利用の承認を取消し、又は接続環境を停止することができる。

（障害の箇所や原因の特定への協力）

第12条 申請者は、現地調査が必要な場合などセンターの依頼により調査の協力をするものとする。

（ハードウェアの保守）

第13条 申請者は、機器群を正常な状態で運用するために必要なハードウェアの保守業務として、障害が発生した機器の修理や交換などの作業を速やかに行うものとする。

（機器の設定・管理）

第14条 申請者は、センターの指示に従って機器群の設定・管理を行なうものとする。

（経費）

第15条 接続環境の利用に係る経費の負担については、別に定める。

（補則）

第16条 この規則に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合には、東京大学情報基盤センター情報メディア教育専門委員会の議を経てセンター長が定める。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。